

生駒市規則第 2 2 号

生駒市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 8 年 5 月 3 1 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

生駒市建築基準法施行細則（平成 1 1 年 4 月生駒市規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条の見出し中「特殊建築物等」を「特定建築物」に改め、同条第 1 項中「建築物は、3 階以上の階を別表ア欄に掲げる用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積が 1 0 0 平方メートルを超えるもの」を「政令第 1 6 条第 1 項各号に掲げる建築物以外の特定建築物は、別表イ欄に掲げる階を同表ア欄の当該各項に掲げる用途に供する建築物（当該用途に供する部分の床面積の合計が 1 0 0 平方メートル以内のものを除く。）」に、「同表イ欄」を「同表ウ欄」に、「当該建築物」を「政令第 1 6 条第 1 項各号に掲げる建築物及び当該特定建築物」に、「同表ウ欄」を「政令第 1 6 条第 1 項各号に掲げる建築物にあつては同表ア欄の当該各項に掲げる用途に応じ、同表エ欄の当該各項に掲げる時期とし、当該特定建築物にあつては同表エ欄」に改める。

第 1 4 条の見出し中「建築設備等」を「特定建築設備等」に改め、同条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

政令第 1 6 条第 3 項第 1 号に掲げる昇降機及び政令第 1 3 8 条第 2 項各号に掲げる工作物に係る法第 1 2 条第 3 項の規定による報告の時期は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとし、政令第 1 6 条第 3 項第 2 号に掲げる防火設備に係る法第 1 2 条第 3 項の規定による報告の時期は毎年 4 月 1 日から 1 2 月 2 5 日までとする。

2 法第12条第3項の規定により市長が指定する政令第16条第3項各号に掲げる特定建築設備等以外の特定建築設備等は、別表ア欄に掲げる用途に供する建築物（同表1の項、6の項及び7の項（ボーリング場及び水泳場に限る。）の用途に供する建築物を除く。）で、3以上の階数を有するもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるものに設けられた法第28条第2項ただし書又は第3項の換気設備（自然換気設備を除く。）、法第35条の排煙設備で排煙機を有するもの及び同条の非常用の照明装置とし、当該特定建築設備等に係る報告の時期は、毎年4月1日から12月25日までとする。ただし、省令第6条第1項の国土交通大臣が定める検査の項目に係る報告の時期は、3年以内ごとの年の4月1日から12月25日までとする。

別表を次のように改める。

別表（第13条、第14条関係）

	ア	イ	ウ	エ
	用途	ア欄の用途に供する階	ア欄の用途に供する部分の床面積の合計	報告の時期
1	学校又は体育館	3階以上の階	2,000平方メートル以上	平成26年から起算して3年ごとの年の4月1日から12月25日まで
2	病院、診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。）又は児童福祉施設等	3階以上の階	300平方メートル以上	平成20年から起算して2年ごとの年の4月1日から12月25日まで
3	劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場を除く。)、公会堂又は集会場	3階以上の階	200平方メートル以上	毎年4月1日から12月25日まで

4	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗（床面積が10平方メートル以内のものを除く。）	3階以上の階	500平方メートル以上	(1) ア欄の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のもの 平成20年から起算して2年ごとの年の4月1日から12月25日まで (2) 前号に掲げるもの以外のもの 毎年4月1日から12月25日まで
5	ホテル又は旅館	3階以上の階	300平方メートル以上	(1) ア欄の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のもの 平成20年から起算して2年ごとの年の4月1日から12月25日まで (2) 前号に掲げるもの以外のもの 毎年4月1日から12月25日まで
6	下宿、寄宿舎又は共同住宅（延べ面積が1,000平方メートル以上のものに限る。）	3階以上の階		平成21年から起算して3年ごとの年の4月1日から12月25日まで
7	博物館、美術館、図書館、ボーリング場又は水泳場	3階以上の階	2,000平方メートル以上	平成21年から起算して3年ごとの年の4月1日から12月25日まで
8	事務所その他これに類するもの（階数が5以上で延べ面積が1,000平方メートルを超えるものに限る。）	3階以上の階		平成21年から起算して3年ごとの年の4月1日から12月25日まで
備考 1の項から7の項までの複数の用途に供する建築物にあっては、各項ごとにそれぞれの用途に供する部分の床面積の合計をもってその主要な用途に供する部分の床面積とする。				

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第16条第3項第1号に掲げる昇降機（政令第129条の3第1項第3号に掲げる小荷物専用昇降機に限る。）及び政令第16条第3項第2号に掲げる防火設備に係る改正後の生駒市建築基準法施行細則第14条第1項の規定の適用については、平成30年4月1日までの間は、同項中「昇降機」とあるのは「昇降機（政令第129条の3第1項第3号に掲げる小荷物専用昇降機を除く。）」と、「とし、政令第16条第3項第2号に掲げる防火設備に係る法第12条第3項の規定による報告の時期は毎年4月1日から12月25日までとする」とあるのは「とする」とする。